

電子入札共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(6)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認(以下「確認」という。)を受けた者とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の末日において、坂井市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、坂井市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (2) 申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 申請書の提出期間の末日において、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (4) 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。
- (5) 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(2(1)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (6) 役員(役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力的組織(計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織)、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

3 資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

<事前審査型>

入札に参加を希望する者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、入札担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては様式第1号)および入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

<事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した入札参加者(以下「落札候補者」という。)は、申請書を添付して提出し、資格の確認を受けなければならない。

落札候補者のいずれもが、資格の確認を受けられなかった場合は、落札候補者以外の者に対し、同様の手続を行う。

(2) 資格の確認の通知

確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

(3) 資料の作成要領

以下の資料を作成すること。

- ・ 同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)
- ・ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)

(4) 申請書および資料(以下「申請書等」という。)の提出方法等

ア 提出方法

申請書等は、電子入札システムを使用して送信する(以下「電送」という。)

電送による場合、申請書等の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、入札担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ坂井市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を坂井市の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 提出期間

入札公告5の記載のとおり

(5) 資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内(坂井市の休日を定める条例(平成18年坂井市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)に、説明を求める旨を記載した書面を資料の提出場所に提出しなければならない。

ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送または電子メールによるものは受け付けない。

エ ウの書面の提出があったときは、市は、アの説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 設計図書等の閲覧・質疑書の提出

(1) 設計図書の閲覧

ア 設計図書等は、原則として入札情報システムに掲載するものとする。

ただし、紙入札の承認を受けた方は、下記により配布する。

《配布を受ける場合》

入札公告2に記載のある場所で、入札に係る設計図書等を収納したCD-Rの配布を受けることができる。なお、CD-Rの配布を受けた者は閲覧確認書(様式4号)を提出すること。

(2) 質疑書の提出

設計図書等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した質疑書(様式第6号)を次により提出すること

ア 提出場所

入札公告2に記載のある場所

イ 提出方法

持参により提出するものとし、郵送または電子メールによるものは受け付けない。

ウ 回答方法

市は、質疑書の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、速やかに、書面により回答するものとする。なお、質問に対する回答の内容については、坂井市ホームページに公表する。

5 入札の方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (2) 入札回数は、2回を限度とする。

6 工事費内訳書の提出(提出を求めた場合)

- (1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回目の入札書に記載する金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムを使用して送信すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めたものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、坂井市財務規則(平成18年坂井市規則第34号)の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続終了後、「坂井市工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合がある。
- (3) 工事費内訳書の様式は指定とし、数量、単価および入札書に記載する金額に対応した内容を備えたものとする。
- (4) 工事費内訳書は、入札執行者が確認のものについては、契約担当課において保管する。

7 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の5以上、契約保証金は、契約金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の10以上とし、坂井市財務規則の規定により納付すること。

以下に掲げる場合においては、入札保証金を免除とする。免除に当たっては特に手続きを要しないが、ア、イ、ウに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

<入札保証金を免除になる者>

損害保険会社との間に、坂井市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供した者

契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者(具体的には、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。)

ア 市発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 市発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると、認められる者

8 入札の無効等に関する事項

坂井市財務規則第119条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者、設計図書の閲覧をしなかった者、設計図書の閲覧をしたにもかかわらず閲覧確認書の提出を怠った者ならびに現場説明書において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請提出後入札までに指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした入札は無効とする。

また、事後審査方式において、入札前に入札参加資格がないことを入札参加者が分かっていたにもかかわらず、入札に参加した場合、または次のアもしくはイの場合に該当する場合は、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止等の措置を行うことがあるので注意すること。

- ア 入札参加資格確認において、適正に配置できる技術者がいないことが判明し、入札前に技術者がいないことが分かっていたにもかかわらず入札を行った疑いがある場合で、入札参加者が、入札前に、適正に配置できる技術者がいないことが分かっていたことを証明できない場合
- イ その他、入札前に入札参加資格がないことを入札参加者が分かっていたにもかかわらず入札に参加したことが判明した場合

9 契約書作成の要否

要

10 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および坂井市工事請負契約約款による。

11 配置予定技術者の確認に関する事項

当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得(電子入札用)第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加資格の確認申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

12 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(平成18年坂井市条例第41号)第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの(共同企業体にあつてはその構成員の1)がこの入札に係る工事以外の市の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、市は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者